

官報

号外

昭和五十五年二月七日

第九十一回国衆議院會議録 第五号

昭和五十五年二月七日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和五十五年二月七日

正午開議

- 第一 日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第九十回国会、内閣提出)
- 第二 税理士法の一部を改正する法律案(第九十回国会、内閣提出)
- 第三 昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
- 第四 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第九十回国会、内閣提出)
- 日程第二 税理士法の一部を改正する法律案(第九十回国会、内閣提出)
- 日程第三 昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
- 日程第四 農業共済再保険特別会計における果

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号 日本専売公社法等の一部を改正する法律案外三案

樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

午後零時十五分開議

○議長(灘尾弘吉君) これより会議を開きます。

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一ないし第四の四案につきましては、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略することとし、四案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

日程第一 日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第九十回国会、内閣提出)

日程第二 税理士法の一部を改正する法律案(第九十回国会、内閣提出)

日程第三 昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

日程第四 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一、日本専売公社法等の一部を改正する法律案、日程第二、税理士法の一部を改正する法律案、日程第三、昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、日程第四、農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。大蔵委員長増岡博之君。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案及び同報告書

税理士法の一部を改正する法律案及び同報告書
昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔増岡博之君登壇〕

○増岡博之君 たいま議題となりました四法律案につきまして申し上げます。

初めに、日本専売公社法等の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の概要は、
第一に、財政収入の確保を図るため、小売定価を改定することとし、製造たばこ定価法において法定されている種類別、等級別の最高価格を引き上げることとしております。

第二に、製造たばこの価格形成方式の明確化、財政収入の安定的確保、公社の自主性の向上等を図るため、日本専売公社法を改正して、専売納付金の算定方法を、製造たばこの種類並びに品質を基準に定率を設定し、小売定価にその率を乗ずる、いわゆる納付金率法定制に改めることとしております。

また、この改正によりまして、公社の経営が、原価の上昇等によって圧迫されるおそれが生ずることとなることにかんがみ、一定の条件に合致する場合は、大蔵大臣は、最高価格の一・三倍の限度で、客観的指標に基づく範囲内において、製造たばこの暫定的な最高価格を定めることができるようにし、定価法定制を緩和することとして

おります。
以上のほか、関稅定率法等に所要の改正を行うこととしておられます。

本案は、第九十回国会に内閣から提出され、当委員会に付託となり、質疑を終了いたしましたのでありますが、閉会中審査に付し、今国会に継続いたしましたものであります。

本案につきましては、去る十二月二十一日の委員会において、直ちに討論を行い、採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に對しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、稅理士法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、稅理士制度の实情に顧み、その改善を図り、稅理士業務のより適正な運営に資するため、稅理士の使命を明確化し、稅理士業務の對象税目の範囲を拡大するほか、特別稅理士試験制度を廢止し、間接強制入会制を登録即入会制に改め、懲戒手続を合理化する等の改正を行おうとするものであります。

本案は、第九十回国会に内閣から提出され、当委員会に付託となり、質疑を終了いたしましたのでありますが、閉会中審査に付し、今国会に継続いたしましたものであります。

本案につきましては、一昨五日の委員会において、附則の規定中に引用されており、法律番号の年の表示を「昭和五十五年」に改める自由民主党・自由国民會議提案の修正案が提出され、討論を行い、採決いたしました結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に對しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。
次に、大蔵委員長提出、昭和五十四年度の水田

利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、一昨五日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認め、特別措置を講じようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十四年度において約九億円と見積もられますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の趣旨とその概要であります。
何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

最後に、農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十四年における暴風雨、低温等によるリンゴ、ナシ等の被害の異常な発生等、並びに昭和五十二年以降のイカ、サケ・マス等の著しい不漁、同年及び昭和五十三年における異常赤潮等による養殖ハマチの大量死亡等に伴い、昭和五十四年度において、農業共済再保険特別会計の果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるため、一般会計から同勘定に七十八億千四百五十八千円を、漁船再保険及漁業共

済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払い財源の不足に充てるため、同じく一般会計から同勘定に百十二億七千九百六十二千円を限り、それぞれ繰り入れることができることとしてようとするものであります。

なお、これらの一般会計からの繰入金につきましては、将来、両勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、それぞれ一般会計に繰り戻すこととする規定を設けております。
本案につきましては、昨六日質疑を終了し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 四案中、日程第一に對しては、綿貫民輔君外三名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。愛知和男君。
日本専売公社法等の一部を改正する法律案に對する修正案
[本号末尾に掲載]

○愛知和男君 たいだいま議題となりました日本専売公社法等の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、昭和五十四年中の成立を期して提出され、同年十二月二十一日の大蔵委員会において原案のとおり可決されたのでありますが、本會議の上程が昭和五十五年に至りました。したがって、本修正案は、本法律案第三条のうち、製造たばこ定価法附則に一項を加える改正規定中に引用されている法律番号の年の表示を「昭和五十五年」に改めようとするものであります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) これより採決に入ります。まず、日程第一に對する綿貫民輔君外三名提出の修正案につき採決いたします。

綿貫民輔君外三名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
[賛成者起立]

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、綿貫民輔君外三名提出の修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他の原案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。
[議場閉鎖]

○議長(灘尾弘吉君) 氏名点呼を命じます。
[参事氏名を点呼]
[各員投票]
○議長(灘尾弘吉君) 投票漏れはありませんか。投票箱閉鎖。
開匣。――閉鎖。
[議場閉鎖]
○議長(灘尾弘吉君) 投票を計算いたさせます。
[参事投票を計算]
○議長(灘尾弘吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
[事務総長報告]
投票総数 四百六十四
可とする者(白票) 二百四十九
否とする者(青票) 二百十五
[拍手]

○議長(灘尾弘吉君) 右の結果、修正部分を除いたその他の原案は可決されました。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案中修
正議決した部分を除いたその他の原案を可とす
る議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 文男君	相沢 英之君
逢沢 英雄君	愛知 和男君
愛野興一郎君	赤城 宗徳君
秋田 大助君	天野 公義君
荒松清十郎君	有馬 元治君
井出一太郎君	井原 岸高君
伊東 正義君	伊藤宗一郎君
池田 淳君	池田 行彦君
石井 一君	石田 博英君
石橋 一弥君	石原慎太郎君
稲葉 修君	稻村佐四郎君
稲村 利幸君	今井 勇君
宇野 宗佑君	上草 義輝君
上村千一郎君	内海 英男君
浦野 休真君	江崎 真澄君
江藤 隆美君	小川 平二君
小此木彦三郎君	小里 貞利君
小沢 一郎君	小澤 潔君
小沢 辰男君	小淵 憲三君
越智 伊平君	越智 通雄君
大石 千八君	大城 眞順君
大塚 雄司君	大坪健一郎君
大西 正男君	大野 明君
大平 正芳君	大村 襄治君
奥田 敬和君	奥野 誠亮君
加藤 紘一君	加藤常太郎君
加藤 六月君	狩野 明男君
鹿野 道彦君	海部 俊樹君
梶山 静六君	粕谷 茂君
片岡 清一君	金子 一平君
金子 岩三君	金子 信君
亀井 静香君	亀井 善之君
亀岡 高夫君	鴨田利太郎君
唐沢俊二郎君	瓦 力君

木野 晴夫君	木村武千代君
菊池福治郎君	岸田 文武君
北川 石松君	北口 博君
久保田円次君	工藤 巖君
鯨岡 兵輔君	熊川 次男君
倉石 忠雄君	倉成 正君
栗原 祐幸君	小泉純一郎君
小坂徳三郎君	小宮山重四郎君
小山 長規君	後藤田正晴君
河本 敏夫君	園場 幸昌君
近藤 鉄雄君	近藤 元次君
左藤 恵君	佐々木義武君
佐藤 一郎君	佐藤 信二君
佐藤 文生君	佐藤 守良君
佐野 嘉吉君	齐藤滋与史君
三枝 三郎君	坂田 道太君
坂本三十次君	櫻内 義雄君
志賀 節君	始関 伊平君
椎名 素夫君	塩川正十郎君
塩崎 潤君	塩谷 一夫君
澁谷 直藏君	正示啓次郎君
白川 勝彦君	白濱 仁吉君
菅波 茂君	鈴木 善幸君
住 栄作君	関谷 勝嗣君
園田 直君	染谷 誠君
田澤 吉郎君	田名部匡省君
田中伊三次君	田中 龍夫君
田中 六助君	田邊 國男君
田原 隆君	田村 元君
田村 良平君	高島 修君
高橋 辰夫君	竹内 黎一君
竹下 登君	竹中 修一君
谷 洋一君	谷垣 專一君
谷川 和穂君	玉沢徳一郎君
地崎宇三郎君	津島 雄二君
塚原 俊平君	辻 英雄君
戸沢 政方君	渡海元三郎君
東家 嘉幸君	中尾 栄一君

中川 一郎君	中島源太郎君
中島 衛君	中曾根康弘君
中野 四郎君	中村喜四郎君
中村 弘海君	中村正三郎君
中村 靖君	中山 正暉君
榎橋 進君	二階堂 進君
丹羽 兵助君	丹羽 雄哉君
西田 司君	西村 英一君
根本龍太郎君	野田 毅君
野呂 恭一君	羽田 政君
葉梨 信行君	橋本龍太郎君
長谷川 峻君	長谷川四郎君
八田 貞義君	畑 英次郎君
八田 幸一君	服部 安司君
早川 崇君	浜野 剛君
原 健三郎君	林 義郎君
福家 俊一君	原田昇左右君
福田 勉夫君	福島 護二君
福永 健司君	福田 一君
吹田 悦君	深谷 隆司君
藤尾 正行君	藤井 勝志君
藤波 孝生君	藤田 義光君
古井 喜實君	船田 元君
保利 耕輔君	古屋 亨君
細田 吉藏君	坊 秀男君
堀之内久男君	堀内 光雄君
増岡 博之君	牧野 隆守君
松永 光君	松澤 雄藏君
松本 十郎君	松野 幸彦君
三原 朝雄君	三ツ林弥太郎君
箕輪 登君	三塚 博君
宮崎 茂一君	水平 豊彦君
宮下 創平君	宮澤 喜一君
村岡 兼造君	武藤 嘉文君
村田敬次郎君	村上 茂利君
毛利 松平君	村山 達雄君
森 喜朗君	栗山 明君
	森下 元晴君

否とする議員の氏名

阿部 助哉君	飛鳥田一雄君
井上 泉君	井上 一成君
井上 普方君	伊賀 定盛君
伊藤 茂君	石橋 政嗣君
稲葉 誠一君	岩垂寿喜男君
上田 卓三君	上田 哲君
枝村 要作君	小川 国彦君
小川 省吾君	小野 信一君
大出 俊君	加藤 万吉君
角屋堅次郎君	金子 みつ君
川崎 寛治君	川俣健二郎君
河上 民雄君	河野 正君
木原 実君	木岡 章君
久保 三郎君	久保 等君
小林 進君	兒玉 末男君
後藤 茂君	上坂 昇君
佐藤 観樹君	佐藤 諠君
斉藤 正男君	沢田 広君
渡沢 利久君	島田 琢郎君
嶋崎 謙君	清水 勇君
下平 正一君	新村 源雄君
新盛 辰雄君	関 晴正君
田口 一男君	田邊 誠君
森山 欽司君	安田 貴六君
保岡 興治君	山口シヅエ君
山崎 拓君	山崎武三郎君
山崎平八郎君	山下 元利君
山下 徳夫君	山中 貞則君
山村新治郎君	山本 幸雄君
湯川 宏君	綿貫 民輔君
渡部 恒三君	渡辺 栄一君
渡辺 紘三君	渡辺 省一君
渡辺 秀央君	渡辺美智雄君
河野 洋平君	田川 誠一君
山口 敏夫君	佐藤 孝行君
西岡 武夫君	橋本登美三郎君
渡部 正郎君	

昭和五十五年二月七日 衆議院会議録第五号 日本専売公社法等の一部を改正する法律案外三案 朗読を省略した議長長の報告

田畑政一郎君	多賀谷眞稔君
高沢 寅男君	高田 富之君
竹内 猛君	武部 文君
橋 兼次郎君	塚田 庄平君
土井たか子君	中西 續介君
中村 茂君	中村 重光君
野口 幸一君	野坂 浩賢君
芳賀 貢君	馬場 昇君
長谷川正三君	日野 市朗君
広瀬 秀吉君	藤田 高敏君
細谷 昭雄君	細谷 治嘉君
堀 昌雄君	本郷 公威君
前川 日君	松浦 利尚君
三宅 正一君	武藤 山治君
村山 富市君	森井 忠良君
森中 守義君	八木 昇君
安井 吉典君	安田 修三君
山口 鶴男君	山田 耻目君
山田 芳治君	山花 貞夫君
山本 幸一君	山本 政弘君
湯山 勇君	横路 孝弘君
吉原 米治君	渡部 行雄君
渡辺 三郎君	浅井 美幸君
新井 彬之君	有島 重武君
飯田 忠雄君	池田 克也君
石田幸四郎君	市川 雄一君
小川新一郎君	大久保直彦君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	長田 武士君
鍛冶 清君	貝沼 次郎君
木内 良明君	北側 義一君
草川 昭三君	小濱 新次君
権藤 恒夫君	斎藤 実君
坂井 弘一君	坂口 力君
柴田 弘君	鈴切 康雄君
瀬野栄次郎君	田中 昭二君
高橋 繁君	竹入 義勝君

竹内 勝彦君	武田 一夫君
谷口 是巨君	玉城 栄一君
鳥居 一雄君	中川 嘉美君
西中 清君	長谷雄幸久君
林 孝矩君	春田 重昭君
平石磨作太郎君	伏木 和雄君
伏屋 修治君	二見 伸明君
古川 雅司君	松本 忠助君
宮地 正介君	森田 景一君
矢野 紳也君	藪仲 義彦君
山田 英介君	山田 太郎君
吉井 光昭君	和田 一郎君
渡部 一郎君	安藤 巖君
井上 敦君	岩佐 惠美君
梅田 勝君	浦井 洋君
金子 満広君	木下 元二君
工藤 晃君	栗田 翠君
小林 政子君	榎 利夫君
柴田 睦夫君	庄司 幸助君
瀬崎 博義君	瀬長亀次郎君
田中美智子君	多田 光雄君
津川 武一君	辻 第一君
寺前 巖君	中川利三郎君
中路 雅弘君	中島 武敏君
小林 佳子君	野間 友一君
則武 真一君	林 百郎君
東中 光雄君	不破 哲三君
藤田 スミ君	藤原ひろ子君
正森 成二君	松本 善明君
三浦 久君	三谷 秀治君
村上 弘君	安田 純治君
山原健二郎君	四ツ谷光子君
渡辺 貢君	青山 丘君
小沢 貞孝君	大内 啓伍君
岡田 正勝君	木下敬之助君
小平 忠君	小淵 正義君
近藤 豊君	塩田 晋君
高橋 高望君	竹本 孫一君

玉置 一弥君 塚本 三郎君
 中野 寛成君 中村 正雄君
 永江 一仁君 永末 英一君
 西田 八郎君 西村 章三君
 林 保夫君 部谷 孝之君
 横手 文雄君 吉田 之久君
 米沢 隆君 和田 一仁君
 阿部 昭吾君 和田 一仁君
 岡田 春夫君 橋崎弥之助君

○議長(灘尾弘吉君) 次に、日程第二につき採決いたします。
 本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
 ○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)
 次に、日程第三につき採決いたします。
 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。
 よって、本案は可決いたしました。
 次に、日程第四につき採決いたします。
 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。
 よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。
 午後零時四十六分散会

出席國務大臣 大蔵大臣 竹下 登君

朗読を省略した議長長の報告
 (政府委員退任)
 一、去る一日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、一日付をもって労働省婦人少年局長森山真弓は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
 (政府委員承認)
 一、去る一月二十九日、灘尾議長は、大平内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官	勝川 欣哉
内閣総理大臣官房総務審議官	小島 弘伸
内閣対策室長	和田 善一
総理府人事局長	川崎 昭典
警察庁刑事局保安部長	塩飽 得郎
行政管理庁長官官房審議官	中 庄二
北海道開発庁計画監理官	富士野昭典
防衛庁長官官房防衛審議官	友藤 一隆
経済企画庁調整局審議官	廣江 運弘
経済企画庁物価局審議官	坂井 清志
経済企画庁総合計画局審議官兼物価局審議官	戸田 博愛
科学技術庁長官官房審議官	高岡 敬展
科学技術庁原子力安全局長	宮本 二郎
環境庁長官官房審議官	石川 丘
環境庁企画調整局長	本田 正
環境保健部長	柴田 啓次
国土庁長官官房審議官	水原 敏博
法務大臣官房審議官	枇杷田泰助
法務大臣官房司	枇田泰助
法制調査部長	塚本 政雄
外務大臣官房領事移住部長	三宅 和助
外務省アジア局外務参事官	羽澄 光彦
外務省経済局長	

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

外務省条約局外務参事官

山田 中正

大蔵大臣官房審議官

水野 繁

同

福田 幸弘

同

梅澤 節男

同

垂水 公正

同

宮本 保孝

同

垣水 孝一

同

追田 泰章

同

松尾 直良

同

大場 智満

同

竹中 浩治

同

幸田 正孝

同

正木 馨

同

山村 勝美

同

山村 良三

同

塚田 実

同

高畑 三夫

同

岡本 克己

同

若杉 和夫

同

神谷 和男

同

松原 治世

同

建設省都市局参事官 吉田 公二
 建設省住宅局参事官 大田 敏彦
 自治大臣官房審議官 久世 公堯
 同 花岡 圭三
 同 川俣 芳郎
 同 矢野浩一郎
 自治省行政局公務員部長 宮尾 盤
 自治省行政局選挙部長 大林 勝臣
 一、去る一日、灘尾議長は、大平内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十一回国会政府委員に任命することを承認した。

労働省婦人少年局長 高橋 久子
 (政府委員任命)
 一、去る一月二十九日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、二十九日議長において承認した勝川欣哉外六十二名を同日第九十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
 一、去る一日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、一日議長において承認した高橋久子を同日第九十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議席変更)
 一、去る四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。
 三五五 細田 吉藏君
 四二四 久保田円次君
 (常任委員辞任及び補欠選任)
 一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員
 辞任 玉沢徳一郎君 補欠 根本龍太郎君
 根本龍太郎君 補欠 玉沢徳一郎君
 予算委員
 辞任 根本龍太郎君 補欠 玉沢徳一郎君

不破 哲三君

玉沢徳一郎君

議院運営委員

中路 雅弘君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 龜井 静香君

熊川 次男君

白川 勝彦君

江崎 真澄君

始関 伊平君

塩崎 潤君

野間 友一君

不破 哲三君

外務委員

辞任 野間 友一君

不破 哲三君

通信委員

不破 哲三君

予算委員

辞任 江崎 真澄君

始関 伊平君

塩崎 潤君

野間 友一君

不破 哲三君

予算委員

辞任 荒松清十郎君

江崎 真澄君

小山 長規君

塩崎 潤君

則武 真一君

林 百郎君

岡田 正勝君

浦野 依興君

小里 貞利君

龜井 善之君

浜田 幸一君

塚本 三郎君

議院運営委員

辞任 工藤 晃君

不破 哲三君

予算委員

辞任 荒松清十郎君

庄司 幸助君

根本龍太郎君

不破 哲三君

中路 雅弘君

野坂 浩賢君

加藤 万吉君

野坂 浩賢君

中路 雅弘君

工藤 晃君

不破 哲三君

麻生 太郎君

上草 義輝君

三枝 三郎君

住 栄作君

荒松清十郎君

江崎 真澄君

小山 長規君

塩崎 潤君

麻生 太郎君

上草 義輝君

三枝 三郎君

住 栄作君

荒松清十郎君

江崎 真澄君

小山 長規君

塩崎 潤君

麻生 太郎君

上草 義輝君

三枝 三郎君

住 栄作君

荒松清十郎君

江崎 真澄君

小山 長規君

塩崎 潤君

麻生 太郎君

上草 義輝君

三枝 三郎君

住 栄作君

荒松清十郎君

江崎 真澄君

小山 長規君

塩崎 潤君

麻生 太郎君

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

農林水産委員
安藤 巖君
不破 哲三君

小里 貞利君
江崎 真澄君
奥野 誠亮君
海部 俊樹君
高橋 辰夫君
玉沢徳一郎君
保利 耕輔君
堀之内久男君
江崎 真澄君
奥野 誠亮君
海部 俊樹君
高橋 辰夫君
玉沢徳一郎君
保利 耕輔君
堀之内久男君

予算委員

江崎 真澄君
奥野 誠亮君
海部 俊樹君
小山 長規君
塩崎 潤君
藤尾 正行君
工藤 晃君
不破 哲三君
林 百郎君
浦野 依興君
越智 伊平君
大坪健一郎君
北川 石松君
近藤 元次君
白川 勝彦君

越智 伊平君
近藤 元次君
北川 石松君
浦野 依興君
大坪健一郎君
白川 勝彦君
林 百郎君
安藤 巖君
栗田 翠君
小山 長規君
江崎 真澄君
塩崎 潤君
海部 俊樹君
奥野 誠亮君
藤尾 正行君

議院運営委員

中路 雅弘君
工藤 晃君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

麻生 太郎君
上草 義輝君
三枝 三郎君
住 栄作君
田名部匡省君
森 美秀君
稻村佐近四郎君
江崎 真澄君
金丸 信君
始関 伊平君
塩崎 潤君
田名部匡省君

地方行政委員

不破 哲三君
安藤 巖君

農林水産委員

細谷 昭雄君
川崎 寛治君

商工委員

小林 政子君
工藤 晃君

運輸委員

福家 俊一君
金丸 信君

予算委員

江崎 真澄君
白川 勝彦君
始関 伊平君
池田 淳君
細田 吉蔵君
金丸 信君
川崎 寛治君

児玉 末男君
安藤 巖君
栗田 翠君
稻村佐近四郎君
金丸 信君
塩崎 潤君
田名部匡省君
奥野 誠亮君
北川 石松君
近藤 元次君
白川 勝彦君
竹内 猛君
川崎 寛治君

竹内 猛君
正森 成二君
工藤 晃君
奥野 誠亮君
近藤 元次君
小里 貞利君
北川 石松君
中路 雅弘君
小林 政子君
始関 伊平君
塩崎 潤君
稻村佐近四郎君
福家 俊一君
江崎 真澄君
児玉 末男君
川崎 寛治君

久保田円次君

信君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

竹内 猛君
児玉 末男君
不破 哲三君
竹内 猛君

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 社会労働委員

大坪健一郎君
 瓦 力君
 北口 博君
 丹羽 雄哉君
 荒松清十郎君
 江崎 真澄君
 澁谷 直藏君
 福家 俊一君

補欠
 荒松清十郎君
 江崎 真澄君
 福家 俊一君
 澁谷 直藏君
 大坪健一郎君
 瓦 力君
 丹羽 雄哉君
 北口 博君

運輸委員

四ツ谷光子君

補欠
 工藤 晃君

通信委員

松本 善明君

補欠
 則武 真一君

予算委員

荒松清十郎君
 江崎 真澄君
 澁谷 直藏君
 福家 俊一君
 工藤 晃君
 藤原ひろ子君
 岩佐 惠美君
 則武 真一君
 三浦 久君
 三浦 久君
 岩佐 惠美君
 柴田 睦夫君
 松本 善明君
 四ツ谷光子君
 江崎 真澄君
 澁谷 直藏君
 荒松清十郎君
 福家 俊一君

補欠
 北口 博君
 越智 伊平君
 北川 石松君
 粟山 明君
 三浦 久君
 岩佐 惠美君
 柴田 睦夫君
 松本 善明君
 四ツ谷光子君
 江崎 真澄君
 澁谷 直藏君
 荒松清十郎君
 福家 俊一君

決算委員

岩佐 惠美君
 工藤 晃君

補欠
 工藤 晃君
 岩佐 惠美君

(特別委員辞任及び補欠選任)
 一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 物価問題等に関する特別委員

宮地 正介君
 藤原ひろ子君
 玉城 栄一君
 多田 光雄君
 多田 光雄君

補欠
 玉城 栄一君
 多田 光雄君
 宮地 正介君
 藤原ひろ子君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。
 公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
 昭和五十五年度一般会計予算
 昭和五十五年度特別会計予算
 昭和五十五年度政府関係機関予算

一、意見を閉こうとする問題
 昭和五十五年度総予算について
 右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求めぬ。
 昭和五十五年一月三十日
 衆議院議長 灘尾 弘吉殿
 予算委員長 田村 元
 (議案提出)

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
 郵政省設置法の一部を改正する法律案
 公青健康被害補償法の一部を改正する法律案
 昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書
 一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案
 一、去る五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
 昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 関税定率法等の一部を改正する法律案
 所得税法の一部を改正する法律案
 租税特別措置法の一部を改正する法律案
 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案
 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
 一、昨六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
 日本専売公社法等の一部を改正する法律案に対する修正案(綿貫民輔君外三名提出)

一、昨六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 (議案付託)
 一、去る一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
 以上二件 内閣委員会 付託
 昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書
 一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
 以上二件 法務委員会 付託
 一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
 以上二件 建設委員会 付託
 一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
 内閣委員会 付託
 (議案交付)
 一、昨六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
 (質問書提出)
 一、去る一月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
 基地問題に関する質問主意書(岩垂寿喜男君提出)
 一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
 金の先物取引に関する質問主意書(松浦利尚君提出)
 (審判書受領)
 一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の財産管理に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港公団の財産管理に関する質問 主意書

右の質問主意書を提出する。 昭和五十四年十二月二十四日

提出者 木原 実 衆議院議長 灘尾 弘吉殿 新東京国際空港公団の財産管理に関する質問 問主意書

新東京国際空港公団(以下「公団」という。)の実施した事業のうち、特に航空燃料輸送パイプラインに関しては、財政上の無駄使い及び財産管理の適正な遂行について疑義があるので、以下の諸点について質問する。

- 一 公団が千葉市内に昭和四十七年頃埋設した航空燃料輸送パイプラインのうち、 A 新港二三四番地先から同二三五番地先(通称袋小路部分約二百五十三メートル) B 新港二三五番地先(新港一一号線横断部分約百八十メートル) C 高洲二一五四番地先(高洲一号线約百八十八メートル) D 高洲一一三番地先(高洲一四号線、真砂六号線横断部分約二十六メートル) の四個所のパイプライン(以下「当該パイプライン」という。)について、 1 当該パイプラインが、石油パイプライン事業法第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管でなくなつた期日を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。 2 当該パイプラインが、石油パイプライン事業法第十五条の工事計画認可を受けた導管でなくなつた期日を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。 3 当該パイプラインが、新東京国際空港公団

法(以下「公団法」という。)第二十条第一項第三号の航空機給油施設でなくなつた期日を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。 またその際、公団がなした法令上の手続についても明らかにされたい。

4 当該パイプラインが、公団の財産ないし公団の管理する施設でなくなつた期日を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。その際、公団がなした財産管理上の手続(公団の部内規則によるものを含む。)についても明らかにされたい。

5 当該パイプラインが、道路法第三十二条による道路管理者の占有許可あるいは地方自治法第二百三十八条の四による財産管理者の占有許可を受けていた期間を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。

6 当該パイプラインが、道路法第四十条第一項にいう「道路の占有期間が満了した場合」に相当していた期間を、BとDそれぞれについて明らかにされたい。

7 右5の期間を超えて当該パイプラインが事実上占有状態にあつたことに対して、公団が道路管理者あるいは財産管理者に占有料相当額を支払つた期間を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。また、公団が占有料相当額を支払わねばならない法令上の根拠についても明らかにされたい。

8 当該パイプラインのうち、地中から撤去した部分の延長距離と撤去工事が完了した期日を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。また、パイプ中にコンクリートを詰めていわゆる「埋殺し」にして地中に存続せしめた部分の延長距離とその期間を、AとDそれぞれについて明らかにされたい。

9 右8の撤去あるいは埋殺しの際に、公団がなした財産管理上の手続(公団の部内規則によるものを含む。)とその法令上の根拠を明らかにされたい。

二 当該パイプラインと類似の経過をたどつた、通称水道道路ルート検見川無線所わきに公団が埋設したパイプライン(延長約六百五十七メートル)について以下の諸点を明らかにされたい。

- 1 公団法第二十条第一項第三号の航空機給油施設でなくなつた期日 2 道路法第三十二条による占有許可を受けていた期間 3 道路法第四十条第一項にいう「道路の占有期間が満了した場合」に相当していた期間 4 公団が道路管理者に道路法第三十九条による占有料を支払つた期間 5 撤去工事が完了した期日 右質問する。

内閣衆議院第一号 昭和五十五年二月一日 内閣総理大臣 大平 正芳 衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の財産管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕 衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の財産管理に関する質問に対する答弁書 一について

場所	許可を受けた期間	占有料相当額を支払つた期間
A	昭和四七・三・一五から昭和五〇・三・三一まで	昭和五〇・四・一から昭和五三・六・三〇まで
B	昭和四七・三・一五から昭和四九・三・三一まで	昭和四九・四・一から昭和五三・六・三〇まで
C	昭和四七・三・一五から昭和五二・三・三一まで	昭和五二・四・一から昭和五三・三・三一まで
D	昭和四七・三・一五から昭和五二・三・三一まで	昭和五二・四・一から昭和五三・三・三一まで

(注) C及びDについては、それぞれ三回にわたり占有について許可を受けており、最後に許可を受けた期間は、昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までである。 御質問の延長距離等は、次の表のとおりである。

1から3まで 御質問の場所のうち、A及びBについては、石油パイプライン事業法第十五条に基づき、昭和五十三年十月三十一日、新東京国際空港公団(以下「公団」という。)が工事計画の認可を受け、当該工事計画に従つて、パイプラインの設置工事が行われており、また、C及びDに埋設されていた送油導管については、昭和五十三年九月二十八日、千葉市内における送油導管の設置の場所の変更につき、石油パイプライン事業法第八条に基づき許可を公団が受けたことに伴い、事業の用に供されることがなくなつたものである。 4及び9 Cに埋設されていた送油導管については、公団において新東京国際空港公団財産管理規程に基づく所要の手続を経た後、昭和五十四年五月二十八日財産権を放棄したと聞いている。 5から7まで 御質問の場所について、公団が千葉県開発庁(企業庁)長より地方自治法第二百三十八条の四に基づき許可を受けた期間及び公団が千葉市内に占有料相当額を支払つた期間は、次の表のとおりであると聞いている。 なお、公団が占有料相当額を支払つたのは、当時、当該パイプラインが道路下に埋設されていたからであると聞いている。

場所	延長距離(メートル)	工事の内容	工事の完了した日
A	二五三	撤去	昭和五五・一・三一
B	一八	撤去	昭和五四・八・三一
C	一八八	埋殺し	昭和五四・二・二八
D	二六	撤去	昭和五四・二・二八

二について

公団は、御質問のパイプラインを埋設して道路を占有することにつき、千葉市長より道路法第三十二条に基づき、昭和四十七年三月十六日から昭和四十八年二月二十八日までの期間の許可を受け、当該期間における占用料を支払い、また、昭和五十一年五月七日、御質問の撤去工事を完了したと聞いている。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
右
昭和三十四年十一月二十七日
内閣総理大臣 大平 正芳

日本専売公社法等の一部を改正する法律
(日本専売公社法の一部改正)

第一条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四十三條の二十四」を「第四十三條の二十五」に改める。

第一条中「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三百三十五号)」の下に、「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百一十二号)を加え、「基き」を「基き」に、「当る」を「当る」に改める。

第四条の二第三項中「第四十三條の十三第三項の規定による積立金」を「第四十三條の十三の二第一項の規定による利益積立金及び同条第三

項の規定による資本積立金」に改める。

第九条第二項中「第四十五條第二項」の下に「並びに製造たばこ定価法第二条第四項」を加え、「の外」を「のほか、専売事業及び」に改める。

第二十七條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第七号中「の外」を「のほか」に改め、「たばこ耕作組合法」の下に、「製造たばこ定価法」を加える。

第四十三條の十三を次のように改める。

(専売納付金の算定方法及び納付)

第四十三條の十三 公社は、たばこ専売法第二十九條第一項に規定する小売人(以下「小売人」という。)に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこにつき、毎事業年度、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(以下「専売納付金」という。)を翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 製造たばこ定価法第一条第一項の表に定める当該製造たばこの種類及び等級(等級については紙巻たばこに限るものとし、同条第二項に規定する紙巻たばこ及び輸入紙巻たばこの等級は、同条第一項の表に定める一級品とみなすものとする。)の別に応じ、たばこ専売法第三十四條第一項の規定に基づき定められた製造たばこの小売定価に当該製造たばこの数量(包装単位ごとの数量をいう。)を乗じて得た額に、別表に定

める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額

二 公社が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條の規定に基づき納付した道府県たばこ消費税の額及び同法第四百六十四條の規定に基づき納付した市町村たばこ消費税の額の合計額に相当する金額

2 製造たばこの小売定価が改定された場合において小売人が製造たばこを現に所有するときは、当該改定の日属する事業年度の専売納付金の算定については、当該製造たばこは当該改定の日属する事業年度の専売納付金の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、専売納付金の算定に必要事項は、政令で定める。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十三條の十三の次に次の一条を加える。
(利益及び損失の処理等)

第四十三條の十三の二 公社は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、これを利益積立金として積み立てなければならない。ただし、繰越欠損金があるときは、その利益を繰越欠損金の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならない。

2 公社は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。ただし、利益積立金があるときは、これを減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額を繰越欠損金として整理しなければならない。

3 資本取引により生じた額は、第四条の二第二項の規定による資本金の増加の場合を除

き、その都度資本積立金として整理しなければならない。

附則第四項中「第四十三條の二十二」を「第四十三條の二十三」に改める。
附則の次に次の別表を加える。
別表(第四十三條の十三関係)

種類	等級	率
紙巻たばこ	一級品	千分の五百六十
	二級品	千分の五百五十
	三級品	千分の四百四十
刻みたばこ		千分の三百十
パイプたばこ		千分の五百
葉巻たばこ		千分の五百五十

(たばこ専売法の一部改正)

第二条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十一條」を「第六十一條の二」に改める。

第二十七條に次の一項を加える。
2 公社の製造する製造たばこの種類、等級及び品質については、別に法律で定めるところによる。

第三十四條第一項中「公社は」の下に、「別に法律で定める製造たばこの最高価格の範囲内において」を加え、「小売定価を」を「品目ごとの小売定価を」に改め、「この小売定価中」は、「この下に」に「当該製造たばこに係る日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金の額の算定の基礎となる額並びに」を加え、「それ」を「それぞれ」に改める。

第七十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第二十七條」を「第二十七條第一項」に改める。

(製造たばこ定価法の一部改正)
第三条 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項の表紙巻たばこの項中「八五円」を「一〇〇円」に、「六〇円」を「七五円」に、「四〇円」を「五〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「一〇〇円」を「一三〇円」に、「六〇円」を「七二円」に改め、同表葉巻たばこの項中「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同条第二項中「百五十円」を「百八十円」に改める。

第二条を次のように改める。
(最高価格の特例)

第二条 大蔵大臣は、前条の規定にかかわらず、公社の一の事業年度のたばこ事業の損益計算において、損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合であつて、同条第一項に規定する種類ごと、等級別の製造たばこ(同条第二項に規定する紙巻たばこに該当するものを含む。以下次項までにおいて同じ。)の最高価格(以下「基準最高価格」という。)を上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の額に物価等変動率を乗じて得られる額の範囲内において、基準最高価格に代わる製造たばこの種類ごと、等級別の暫定的な最高価格(以下「暫定最高価格」という。)を定めることができるものとする。

2 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めた場合において、なおこれを上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができな

一部については、基準最高価格の額に物価等変動率を乗じて得られる額の範囲内において、当該暫定最高価格を改定することができるものとする。

3 前二項に規定する物価等変動率とは、基準最高価格が定められた日の属する事業年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

4 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めようとするとき又は暫定最高価格を改定しようとするときは、あらかじめ、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第九条第一項に規定する専売事業審議会の議を経るものとし、当該暫定最高価格を定めたとき又は当該暫定最高価格を改定したときは、これを公告するものとする。

5 大蔵大臣は、暫定最高価格を改定した場合において、第二項に規定する事情と同様の事情が認められるときは、同項の規定により改定された暫定最高価格を改定することができるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「暫定最高価格を定めた場合」とあるのは「暫定最高価格を改定した場合」と、「当該暫定最高価格」とあるのは「当該改定された暫定最高価格」と、第四項中「暫定最高価格を定めようとするとき又は暫定最高価格を改定しようとするとき」とあるのは「改定された暫定最高価格を改定しようとするとき」と、「当該暫定最高価格を定めたとき又は当該暫定最高価格を改定したとき」とあるのは「当該改定された暫定最高価格を改定したとき」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による暫定最高価格は、それぞれ基準最高価格に一・三を乗じて得ら

れる額を超えることはできない。
第三条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(製造たばこの品目ごとの小売定価の決定)
第三条 製造たばこの品目ごとの小売定価の決定に当たつては、公社が日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條に規定する道府県たばこ消費税及び同法第四百六十四條に規定する市町村たばこ消費税の納付を行うとともに、たばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができるように、基準最高価格又は暫定最高価格(前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による暫定最高価格を含む。)の範囲内において、原価並びに品質、規格及び消費の動向等を勘案して行うものとする。

附則に次の一項を加える。

4 日本専売公社法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)の施行の日において、同法第三条の規定による改正後の製造たばこ定価法第三条に定める小売定価の決定の要件に適合しない製造たばこで直ちに当該要件を満たすことが困難であると認められる特別の事情のあるものについては、大蔵大臣の承認を得たもの限り、当分の間、同条の規定(小売定価の決定の要件に係る部分に限る。)は、適用しない。

(関稅定率法の一部改正)
第四条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第十四條中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「日本専売公社又はこれらの」を「又はその」に改める。
別表第二四・〇一号中「三五五%」を「無稅」に改める。
別表第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇一	製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	九〇%
一	製造たばこ	
(一)	たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第三条(専売権の実施)の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの	
A	紙巻たばこ	六〇%
B	葉巻たばこ	一一〇%
C	パイプたばこ	二〇%
D	その他のもの	
(二)	その他のもの	
A	紙巻たばこ	二五〇%
B	葉巻たばこ	二〇〇%
C	パイプたばこ	二五〇%
D	その他のもの	六〇%
二	たばこのエキス及びエッセンス	二〇%
別表第四八・〇一号中	A 製造たばこ用の巻紙用紙	二〇%

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号

に対する税負担の調整を図り、製造たばこに占める消費税相当分の明確化により財政収入の安定的確保を図ろうとする本案は、時宜に適應する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
昭和五十四年十二月二十一日
大蔵委員長 増岡 博之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

健全にして能率的な事業運営をさらに推進することにより、たばこ及び塩の現行専売制度並びに公共企業体としての公社制度の本旨の達成に努めること。

一 専売納付金制度の改正に伴い、日本専売公社の社会的、経済的役割に配慮しつつ、経営の自主性(立事者能力)がなお一層発揮できるよう所要の改善について検討を行うこと。

一 専売納付金制度等の制度改正の実施に当たっては、経済的役割を自覚し、業務拡大等も考慮しつつ、葉たばこ耕作者、小売人、日本専売公社職員、たばこ事業関連産業等の間の調和のとれた関係が引き続き持続されるよう努めること。

一 専売事業の適切な運営を通じて、日本専売公社職員の雇用の安定、労働条件の維持向上に努めるとともに、専売事業関連産業の育成強化に配慮すること。

一 専売事業の運営に当たっては、事業の公共性に留意し、消費者、葉たばこ耕作者、小売人、日本専売公社職員、専売事業関連産業等関係者の意見を十分に尊重すること。

一 昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康に関する科学的研究

日本専売公社法等の一部を改正する法律案及び同報告書
士法の一部を改正する法律案及び同報告書

をより一層充実させ、国民が安心して吸えるたばこの供給に努めること。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案に
対する修正案
右の議案を提出する。
昭和五十五年二月六日

提出者
綿貫 民輔 愛知 和男
稲村 利幸 高鳥 修
賛成者
越智 伊平外二十二名

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
に対する修正

日本専売公社法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三条のうち、製造たばこ定価法附則に一項を加える改正規定中「昭和五十四年法律第 号」を「昭和五十五年法律第 号」に改める。

税理士法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和五十四年十一月二十九日
内閣総理大臣 大平 正芳

税理士法の一部を改正する法律

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五章 税理士の責任(第四十四条―第四十八条)」を「第五章の二 税理士審査会(第四十条―第四十八条)」に、「第四十九条の二」を「第四十九条の十九」に改める。
第一条の見出し中「職責」を「使命」に改め、同条中「中正な立場」を「職務に関する専門家として、独立した公正な立場」に、「適正に実現し、納税

に関する道義を高めるように努力しなければならぬ」を「適正な実現を図ることを使命とする」に改める。
第二条を次のように改める。
(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(通行税、印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第八条の二第四項に規定する市町村法定外普通税及び同法第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税をいう)その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。
一 税務代理(税務官公署、税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。)に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し、税務官公署に対して主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること(次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。)をいう。

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で、大蔵省令で定めるもの(以下「申告書等」という。)を作成することをいう。)

三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条

第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。)の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。)

2 税理士は、前項に規定する業務(以下「税理士業務」という。)のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。
第三条第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。

一 税理士試験に合格した者
二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者
三 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削り、「終り」を「終わり」に改め、同条第六号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第七号中「行なう」を「行う」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同条第八号を次のように改める。
八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二

百六十一号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しない者

第四号第九号中「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、公認会計士法、弁理士法(大正十年法律第九号)、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士若しくは会計士補の登録の取消、弁理士の業務の禁止、司法書士の登録の取消し、行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の免許の取消し又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録の取消の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く)。

第五号第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 会計士補(会計士補となる資格を有する者を含む)。

第五号第一項第二号中「国税若しくは地方税に關するその他の官公署における」を「その他の官公署における国税、関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。」若しくは地方税に關する」に改め、同項第五号中「政令で定める会計に關する事務」を「会計に關する事務で政令で定めるもの」に改め、同項第六号中「計理士」を削り、同項第十一号中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改め、同条第三項中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改め、同条第四項中「又

は前項に規定する税理士試験委員の認定を受け、及び前項に規定する税理士審査会の認定」に改める。

第六号中「左に掲げる」を「次に定める」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 次に掲げる科目(イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に關連する事項を含む。以下「税法に屬する科目」という。)のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。
- イ 所得税法
- ロ 法人税法
- ハ 相続税法
- ニ 酒税法又は物品税法のいずれか一科目
- ホ 国税徴収法

ト 地方税法のうち道府県民税(都民税を含む)及び市町村民税(特別区民税を含む)に關する部分又は地方税法のうち事業税に關する部分のいずれか一科目

第六号第二号中「(以下「会計学」という。)の二科目」を「(以下「会計学」という。)の二科目」に改める。

第八号第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「及び会計士補となる資格を有する者」を「(会計士補となる資格を有する者を含む)」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「若しくは賞格税」を「酒税若しくは物品税」に、「国税に關する税法」を「これらの国税に關する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「掲げる」を規定するに改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「事務のうち」の下に「道府県民税(都民税を含む)、市町村民税(特別区民税を含む)」を加え、「地方税に關する税法」を「これらの地方税に關する法律」に、「十五年」を「十年」に改め、「税法に屬する科目」の下に「のうち地方税

に關するもの」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号中「前号に掲げる事務」を「官公署における地方税に關する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」に、「十年」を「十五年」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「官公署における地方税に關する事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務」に「第六号に規定する事務」に、「十五年」を「通算して十五年」に改め、「のうち地方税に關するもの」を削り、同号を同項第八号とし、同項に次の二号を加える。

九 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十年以上になる者については、税法に屬する科目

十 次に掲げる者で、官公署における国税若しくは地方税に關する事務を管理し、若しくは監督することを職務とする職又は国税若しくは地方税に關する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として大蔵省令で定めるものに在職した期間が通算して五年以上になるものうち、税理士審査会の指定した研修(税理士審査会が科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができると認めて指定した研修をいう)を修了した者については、会計学に屬する科目

イ 第四号から第六号までに規定する事務に従事した期間が通算して二十三年以上以上になる者

ロ 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十八年以上になる者

ハ イに規定する期間を通算した年数の二十三分の二十八に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計した年数が二十八年以上になる者

第八号第二項中「第二号」及び「業務」を削り、「第七号」を「第八号若しくは第九号」に改め

第十号及び第十二号第一項中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改める。

第十三号を次のように改める。
(試験の細目)

第十三条 この法律に定めるもののほか、税理士試験(第八号第一項第十号の規定による指定を含む)の執行に關する細目については、大蔵省令で定める。

第十四号から第十七号までを次のように改める。

第十四号から第十七号まで 削除

第十八号中「事務所の所在」を「設けようとする税理士事務所」の名称及び所在地に改める。

第二十一条第一項中「大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書」を「同条に規定する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した登録申請書を、第三条第一項各号の一に該当する者であることを証する書面を添付の上」に改める。

第二十二号第一項中「且つ、第二十四号各号の規定」を「かつ、第二十四号各号のいずれにも」に、「同条各号の一」を「同条各号のいずれかに」に、「第四十九号の十七」を「第四十九号の十五」に改め、同条第四項中「登録を受ける資格に關する重要事項」を「税理士となる資格又は第二十四号各号に規定する登録拒否事由に關する事項」に改める。

第二十四号中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「計理士」を削り、「又は行政書士」を「行政書士若しくは社会保険労務士」に改め、「停止された者」の下に「又は不動産鑑定業者の業務に關し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補」を加える。

第二十四号の二第一項中(昭和三十七年法律第百六十号)による「を」の定めるところにより「に」改める。

第二十五号第一項中「登録を受ける資格に關する重要事項」を「税理士となる資格又は第二十四号各号に規定する登録拒否事由に關する事項」に、

「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改める。

第二十六条の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「まつ消」を「まつ消」に改め、同項第三号中「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十七条(見出しを含む)中「まつ消」を「まつ消」に改める。

第二十八条第一項中「まつ消」を「まつ消」に、「第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第一項」を「第四十五条若しくは第四十六条」に、「処分を受け当該処分が確定した」を「処分を受けた」に改める。

第二十九条中「の外」を「のほか」に、「まつ消」を「まつ消」に改める。

第三十条の見出し中「代理」を「税務代理」に改め、同条中「その行為について代理の権限を有すること」を明示する書面を「その権限を有すること」を証する書面に改める。

第三十一条中「左に掲げる」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十三条第一項中「申告書、申請書、請求書その他の書類」を「申告書等に」、「当該書類」を「当該申告書等に」、「課税標準若しくは税額」を「課税標準等」に、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第四百十條若しくは第四百十一條(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む)」

若しくは法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十一条(同法第四百五條第一項において準用する場合を含む)若しくは第四百二十條の規定による金額」を「租税に関する法令の規定による還付金」に、「あわせて本人」を「併せて本人(その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人)」に改め、同条第三項前段中「附記」を「付記」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える。

第三十三条の二を次のように改める。
(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)
第三十三条の二 税理士は、国税通則法第十六條第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士は、前二項の書面を作成したときは、当該書面に税理士である旨を付記して署名押印しなければならない。
第三十四条中「所得税法第二條第一項第三十七号に規定する確定申告書又は法人税法第七十四條(同法第四百五條第一項において準用する場合を含む)、第八十九條、第二百二條から第四百五條まで若しくは第四百六條若しくは相続税法第二十七條若しくは第二十八條の規定による」を「租税の課税標準等を記載した」に改める。

第三十五条第一項中「第三十三條の二第一項の下に」又は第二項を加え、「添付」を「添付」に、「第二十四條又は第二十六條」を「又は地方税法」に、「又は相談に応じている」を「若しくは相談に応じ、又は審査している」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「国税局長」の下に「又は地方公共団体の長」を加え、「課税標準、純損失の金額、雑損失の金額、欠損金額若しくは税額」を「課税標準等」に、「これらの額の」を「その」に、「誤」を「誤り」に改め、同条第二項中「担当審判官は、所得税、法人税、相続税又は贈与税を」担当審判官又は地方公共団体の長は、租税」に改める。
第三十九条を次のように改める。
(会則を守る義務)
第三十九条 税理士は、所属税理士会及び日本税

理士会連合会の会則を守らなければならない。
第四十条第二項中「税理士業務を行うための事務所」を「税理士事務所」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。
第四十一条第一項中「左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項」を「委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の二條を加える。
(使用人等に対する監督義務)
第四十一条の二 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(助言義務)
第四十一条の三 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠べし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。
第四十三条中「計理士」を削り、「又は行政書

士は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

第三十九条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。
第四十条第二項中「税理士業務を行うための事務所」を「税理士事務所」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。
第四十一条第一項中「左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項」を「委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の二條を加える。
(使用人等に対する監督義務)
第四十一条の二 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。
(助言義務)
第四十一条の三 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠べし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。
第四十三条中「計理士」を削り、「又は行政書

士」を「行政書士若しくは社会保険労務士」に改め、「停止された場合」の下に「又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された場合」を加え、「につき」を「に就き」に改める。

第四十五条第一項及び第二項中「国税庁長官を「大蔵大臣」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第四十六条第一項中「国税庁長官は、前条第一項又は第二項を「大蔵大臣は、前条」に、「除く外」を「除くほか」に、「第三十三条の二の規定による」を「第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する」に、「第四十四条各号に掲げる」を「第四十四条に規定する」に改め、同条第二項を削る。

第四十七条を次のように改める。
(懲戒の手続等)

第四十七条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前二条に規定する

行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 大蔵大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、あらかじめ当該税理士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

5 大蔵大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、税理士審査会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。

6 大蔵大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。

第四十八条中「国税庁長官は、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分が確定した」を「大蔵大臣は、第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をした」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。
第五章の二 税理士審査会

(設置)

第四十八条の二 税理士試験(第五条第一項第十号及び同条第三項の規定による認定並びに第八条第一項第十号の規定による指定を含む)を

行わせるため及び第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分について審議させるため、国税庁に、税理士審査会を置く。

(組織)

第四十八条の三 税理士審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、租税に関する学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。
(会長)

第四十八条の四 税理士審査会に会長一人を置き、委員のうちから大蔵大臣が指名する。

2 会長は、税理士審査会を代表し、会務を総理する。
(試験委員)

第四十八条の五 税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、税理士審査会に、試験委員を置く。

2 試験委員は、税理士試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、税理士試験の執行ごとに、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その事務が終わったときは、退任するものとする。

(懲戒審査委員)

第四十八条の六 第四十五条又は第四十六条の規

定による懲戒処分について審査を行わせるため、税理士審査会に、懲戒審査委員六人を置く。

2 懲戒審査委員は、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうちから、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命する。

3 第四十八条の三第三項及び第四項の規定は、懲戒審査委員について準用する。

(委員等の勤務)

第四十八条の七 委員並びに試験委員及び懲戒審査委員は、非常勤とする。
(議決の方法)

第四十八条の八 税理士審査会の議事は、委員の過半数によつて決する。

(庶務)

第四十八条の九 税理士審査会の庶務は、国税庁長官官房においてつかさどる。
(運営等の細目)

第四十八条の十 この章に定めるもののほか、税理士審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第一項中「一個の」を「一の」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「会員の」を「支部」第四十九條の三第一項に規定する支部をいう。及び会員に対する」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第一項の次に次の四項を加える。

2 税理士会は、会員の数が大蔵省令で定める数を超える場合には、大蔵省令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域(以下「指定区域」といふ。)を定めることを請求することができる。

3 国税庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。

4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所を有する税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。

5 前項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、その設立の時に、当該税理士会が設立された指定区域は第二項の規定による請求をした税理士会(以下この項において「前の税理士会」といふ。)が設立されていた区域から除かれるものとし、当該前の税理士会が設立されていた区域のうち当該指定区域以外の区域は第三項の規定により国税庁長官が定めたものとし、当該前の税理士会は前項の規定により設立されたものとする。

第四十九条の二第二項中「次に掲げる」を「次の」に改め、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 税理士業務に係る使用人その他の従業者に

対する監督に関する規定

七 税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定

八 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定

第四十九条の三を次のように改める。
(税理士会の支部)

第四十九条の三 税理士会は、一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならない。ただし、国税局長の承認を受けたときは、隣接する二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を設けることができる。

2 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

第四十九条の六を次のように改める。
(入会及び退会等)

第四十九条の六 税理士は、第二十二条第一項の規定による登録を受けた時に、当然、税理士事務所のある地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

2 税理士は、税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したとき又は所属税理士会が設立されている区域の変更(第四十九条第五項の規定による区域の変更を含む。)があり、税理士事務所のある地が所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に含まれることとなつたときは、これらの移転

又は区域の変更があつた時に、当然、従前の所属税理士会を退会し、これらの移転又は区域の変更後の税理士事務所のある地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

3 税理士は、第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたときは、その該当することとなつた時に、当然、所属税理士会を退会する。

4 税理士は、税理士事務所のある地を含む区域に設けられている税理士会の支部に所属するものとする。

第四十九条の七及び第四十九条の八を削り、第四十九条の九を第四十九条の七とし、第四十九条の十を第四十九条の八とし、第四十九条の十一を第四十九条の九とする。

第四十九条の十二第一項中「国税若しくは地方税」を「租税」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十九条の十とし、第四十九条の十三を第四十九条の十一とする。

第四十九条の十四第二項中「会員の」を「会員に対する」に、「行ない」を「行い」、「行なり」を「行う」に改め、同条を第四十九条の十二とする。

第四十九条の十五第一項中「次に掲げる」を「次の」に改め、同項第一号中「第四十九条の二第二項各号(第二号を除く。)」を「第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第三号中「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改め、同項に次の三号を加え、同条を第四十九条の十三とする。

四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定

五 税理士会の会員の研修に関する規定

六 第四十九条の二第二項第八号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

第四十九条の十六中、「第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項」を「及び第四十九条の七から第四十九条の十まで」に改め、同条を第四十九条の十四とする。

第四十九条の十七第二項中「つき必要な審査を行なう」を「ついて審査を行なう」に改め、同条を第四十九条の十五とし、第四十九条の十八から第四十九条の二十までを二条ずつ繰り上げる。

第四十九条の二十一中「の外」を「のほか」に改め、同条を第四十九条の十九とする。

第五十条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「の税目」を削り、「課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収猶予に関する申請書」を「申告書等」に、「税務相談」を「課税標準等の計算に関する事項について相談」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十一条第二項中「第三十九条まで、第四十一条」を「第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで」に改め、「(税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。)」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項及び第

三十三條の二第三項中「税理士である旨」とあるのは、「第五十一條第一項の規定による通知をした弁護士である旨」とする。

第五十一條の二を次のように改める。

(行政書士が行う税務書類の作成)

第五十一條の二 行政書士は、行政書士の名称を用いて、他人の求めに応じ、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税その他政令で定める租税に關し税務書類の作成を業として行うことができる。

第五十二條中「税理士会に入会している」を削り、「定」を「定め」に、「除外」を「除くほか」に改める。

第五十三條第一項中「又はこれに類似する」を「若しくは税理士事務所又はこれらに類似する」に改める。

第五十七條第一項中「第四十條第二項但書又は」及び「の一部」を削り、「税務署長をして」を「税務署長に」に改め、同條第二項中「の一部」を削り、「税務署長をして」を「税務署長に」に改める。

第五十八條中「三十万円」を「百万円」に改める。

第五十九條中「五万円」を「三十万円」に改める。

第六十條第一項中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十一條中「左の」を「次の」に、「五万円」を

「二十万円」に改め、同條第一号を削り、同條第二号を同條第一号とし、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号中「第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項」を「第四十五條又は第四十六條」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同号を同條第三号とする。

第六十二條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 第四十九條の十七第一項又は第五十五條第一項の規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第六十四條中「第六十一條第一号」を削り、「前條第一号若しくは第二号」を「前條」に、「する外」を「するほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

附則第二十八項中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削る。

附則第三十項中「当分の間」を「昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に改める。

附則第三十二項中「試験委員」を「税理士審査会」に改める。

附則第三十四項中「第十三條第四項、第六項及び第八項並びに第十四條第二項」を「及び第四十

八條の五」に改める。

附則第四十三項を附則第五十一項とし、附則第三十七項から第四十二項までを入項すつ繰り下げ、附則第三十六項の次に次の入項を加える。

37 公認会計士(第二十二條第一項の規定による

税理士の登録を受けている者を除く。次項から第四十三項までにおいて同じ。)は、当分の間、第五十二條の規定にかかわらず、国税局長の許可を受けて、その行おうとする税理士業務の規模が小規模なものである規模の範囲内である項につき大蔵省令で定める規模の範囲内である場合に限り、税理士業務を行うことができる。

38 前項の許可を受けようとする公認会計士は、税理士業務を行おうとする事務所の所在地の所轄国税局長(第四十一項から第四十三項までに

おいて「所轄国税局長」という。)に対し、氏名及び住所、当該事務所の所在地のほか、その行おうとする税理士業務に係る委嘱者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地(第四十二項において「委嘱者の氏名等」という。)その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

39 国税局長は、前項の申請書を提出した公認会計士が、第四條各号若しくは第二十四條各号(第七号を除く。)の一に掲げる者に該当すると認めるとき又は当該申請書に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者であると認めるときは、第三十七項

の許可をしてはならない。

40 第五十一條第二項の規定は、第三十七項の規定により税理士業務を行う公認会計士について準用する。この場合において、同條第二項中「第四十六條まで(これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）」とあるのは「第四十六條まで」と、「第五十一條第一項の規定による通知をした弁護士である旨」とあるのは「附則第三十七項の許可を受けた公認会計士である旨」と読み替へるものとする。

41 所轄国税局長は、第三十七項の許可を受けた公認会計士が、同項に規定する大蔵省令で定める規模の範囲を超えて税理士業務を行つたとき又は第三十八項の申請書に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして申請書を提出し、その申請に基づき当該許可を受けた者であることが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

42 第三十七項の許可を受けた公認会計士は、当該許可を受けた日の属する年の翌年以後の各年三月三十一日までに、その年の前年において行つた税理士業務に係る委嘱者の氏名等その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を所轄国税局長に提出しなければならない。

43 所轄国税局長は、第三十七項の許可を受けた公認会計士が、前項の書類を同項に定める期限までに提出しない場合又は当該書類に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは

載をした者であると認めるときは、第三十七項

虚偽の記載をして当該書類を提出した場合に
は、第三十七項の規定により行つた許可を取り
消すことができる。

44 第三十七項から前項までに定めるものは
か、第三十七項の許可及び当該許可に係る税理
士業務に関し必要な事項は、大蔵省令で定め
る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四十九條の二十一)を
改める部分を除く。、第四條第七號の改正規
定、第五條の改正規定(同條第一項第二號の
改正規定を除く。)、第六條の改正規定、第八
條第一項の改正規定(同項に二號を加える改
正規定を除く。)、同條第二項の改正規定(第
七號を「第八號若しくは第九號」に改める部
分中「第八號」に係る部分に限る。)、第十條及
び第十二條第一項の改正規定、第十三條の改
正規定(第八條第一項第十號の規定による
指定を含む。))に係る部分を除く。、第十四
條から第十七條まで、第二十八條第一項及び
第四十五條の改正規定、第四十六條の改正規
定(国税庁長官は、前條第一項又は第二項を
改める部分及び同條第二項を削る部分に限
る。)、第四十七條及び第四十八條の改正規定、

第五章の次に一章を加える改正規定(第四十
八條の二の規定中「並びに第八條第一項第十
號の規定による指定」に係る部分を除く。)、
第四十九條の十二の改正規定(同條第二項を
削る部分に限る。)、第六十一條第四號の改正
規定(同條を同條第三號に改める部分を除
く。)、附則第三十項、第三十二項及び第三十
四項の改正規定並びに附則第三十項及び第三
十一項の規定 昭和五十六年四月一日

二 第八條第一項に二號を加える改正規定、同
條第二項の改正規定(第七號を「第八號若し
くは第九號」に改める部分中「若しくは第九
號」に係る部分に限る。)、第十三條の改正規
定(第八條第一項第十號の規定による指定
を含む。))に係る部分に限る。及び第五章の
次に一章を加える改正規定(第四十八條の二
の規定中「並びに第八條第一項第十號の規定
による指定」に係る部分に限る。)、昭和五十
七年四月一日

2 改正前の税理士法(以下「旧法」という。)
第三條第一項第三號又は第四號の規定に該当する者
で同項ただし書に規定する要件を満たすものに
ついては、これらの者を改正後の税理士法(以
下「新法」という。)
第三條第一項第一號又は第二
號に該当する者で同項ただし書に規定する要件
を満たすものとみなして、新法の規定を適用す
る。

3 新法第四條第七號の規定は、昭和五十六年四
月一日以後に新法第四十五條又は第四十六條の
規定による処分を受けた者について適用し、同
日前に旧法第四十五條第一項若しくは第二項又
は第四十六條第一項の規定による処分を受けた
者については、なお従前の例による。

4 新法第四條第八號及び第九號の規定は、この
法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に
これらの規定に規定する処分を受けた者につい
て適用し、施行日前に旧法第四條第八號に規定
する処分を受けた者については、なお従前の例
による。

5 新法第四條第十號の規定は、施行日以後に税
理士の登録を拒否された者又は税理士の登録を
取り消された者について適用し、施行日前に税
理士の登録を拒否された者又は税理士の登録を
取り消された者については、なお従前の例によ
る。

6 昭和五十六年四月一日前に計理士の業務の補
助の事務に従事した期間を有する者に係る税理
士試験の受験資格については、なお従前の例に
よる。

7 昭和五十六年四月一日前に計理士の業務に従
事した期間を有する者及び富裕税の賦課に関す
る事務に従事した期間を有する者に係る税理士
試験における一部の科目の試験の免除について
は、なお従前の例による。

8 新法第二十一條第一項の規定は、施行日以後
にされる登録の申請について適用し、施行日前

9 新法第二十二條第一項の規定は、新法第二十
一條第一項に規定する登録申請書を受理した場
合について適用し、旧法第二十一條第一項に規
定する登録申請書を受理した場合については、
なお従前の例による。

10 旧法第二十一條第一項の規定により同項の登
録申請書を出した者に係る事務所の名称の登
録については、施行日(施行日以後に前項の規
定によりなお従前の例によることとされる旧法
第二十二條第一項の規定により税理士名簿に登
録を受けた場合には、その登録を受けた日)に
おいて登録を受けた事項に変更を生じたものと
みなして、新法第二十二條の規定を適用する。

11 新法第二十四條第一號及び第四十三條の規定
は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分
を受けた者について適用し、施行日前に旧法第
二十四條第一號又は第四十三條に規定する処分
を受けた者については、なお従前の例による。

12 新法第二十六條第一項第三號の規定は、施行
日以後に税理士の登録の取消しの処分を受けた
場合について適用し、施行日前に税理士の登録
の取消しの処分を受けた場合については、なお
従前の例による。

13 新法第二十八條第一項後段の規定は、昭和五
十六年四月一日以後に懲戒処分により税理士業
務を停止された場合について適用し、同日前に

にされた登録の申請については、なお従前の例
による。

懲戒処分により税理士業務を停止された場合に
ついては、なお従前の例による。

14 施行日前に旧法第三十条の規定により税務官
公署に提出された書面は、新法第三十条の規定
により提出された書面とみなして、新法の規定
を適用する。

15 施行日前に旧法第三十三条の第二項の規定
により同項に規定する申告書に添付した書面
は、新法第三十三条の第二項の規定により同
項に規定する申告書に添付した書面とみなし
て、新法第三十五条第一項及び第三項の規定を
適用する。

16 施行日前に旧法第四十条第二項ただし書の規
定による許可を受けた税理士の当該許可に係る
税理士業務を行うための事務所については、新
法第四十条第三項の規定は、適用しない。

17 国税庁長官は、前項に規定する税理士業務を
行うための事務所について、これを設ける特段
の必要がないと認めるときは、その閉鎖を求め
ることができる。

18 新法第四十一条第一項の規定は、施行日以後
の同項に規定する帳簿の記載について適用す
る。ただし、施行日から起算して三月を経過す
る日までの間は、旧法第四十一条第一項の定め
るところにより記載することができる。

19 新法第四十五条、第四十六条、第四十七条第
四項から第六項まで及び第四十八条の規定は、
昭和五十六年四月一日以後に新法第四十五条又

は第四十六条の規定による懲戒処分をする場合
について適用し、同日前に旧法第四十五条第一
項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定
による懲戒処分をする場合については、なお従
前の例による。

20 新法第四十九条の六第一項の規定は、施行日
以後に新法第二十二條第一項の規定又は附則第
九項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる旧法第二十二條第一項の規定により登録を
受けた者について適用する。

21 税理士で施行日の前日においてその者の税理
士事務所を所在地を含む区域に設立されている
税理士会の会員であつたものは、施行日におい
て新法第四十九条の六第一項の規定により同項
の税理士会の会員となるものとする。

22 税理士で施行日においてその者の税理士事務
所の所在地を含む区域に設立されている税理士
会の会員でないものは、施行日から起算して六
月を経過する日までに当該税理士会に入会届を
提出して当該税理士会の会員となることができ
るものとし、当該六月を経過する日までに当該
税理士会の会員とならなかつたとき(附則第十

六項に規定する事務所を有する税理士が当該事
務所の所在地を含む区域に設立されている税理
士会の会員とならなかつたときを除く)は、そ
の翌日において新法第二十六條第一項第一号に
該当することとなつたものとみなして、同項の
規定を適用する。

23 税理士で施行日においてその者の税理士事務
所の所在地を含む区域に設立されている税理士
会の会員でないものが施行日前に旧法第五十一
條第一項又は第五十一条の二の規定による通知
をした弁護士たる税理士又は公認会計士たる税
理士である場合における前項の規定の適用につ
いては、同項中「六月」とあるのは、「三年」と読
み替えるものとする。

24 前項に規定する公認会計士たる税理士(同項
の規定により読み替えて適用される附則第二十
二項の規定により税理士会の会員となつた者を
除く)が行おうとする税理士業務については、
施行日から起算して三年を経過する日までの間
は、旧法第五十一条の二の規定は、なおその効
力を有する。この場合においては、新法第五十
二條の規定中「税理士でない者は、この法律」
とあるのは、「税理士会に入会している税理士
でない者は、この法律及び税理士法の一部を改
正する法律(昭和五十四年法律第 号)」と
する。

25 税理士でない者で施行日において税理士事務
所又はこれに類似する名称を用いているものに
ついては、施行日から起算して三月を経過する
日までの間は、新法第五十三条第一項の規定
は、適用しない。

26 施行日前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。
27 新法第六十一条第三号の規定は、昭和五十六

年四月一日以後に受けた新法第四十五条又は第
四十六条の規定による処分に係る同号に該当す
る行為について適用し、同日前に受けた旧法第
四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条
第一項の規定による処分に係る旧法第六十一条
第四号に該当する行為(施行日前にしたものを
除く)については、なお従前の例による。

28 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年
法律第百六十五号)の一部を次のように改正
する。
附則第三項後段を削る。
附則第四項から第六項までを削り、附則第七
項中「現に存する旧税理士会」を「現に存する改
正前の税理士法(以下「旧法」という。)第四十九
條第一項の規定により設立された税理士会(以
下「旧税理士会」という。)」に改め、同項を附則
第四項とし、附則第八項から第十八項までを三
項ずつ繰り上げる。

29 前項の規定による改正前の税理士法の一部を
改正する法律附則第三項後段の規定により設立
された同法附則第四項に規定する新税理士会で
施行日において現に存するものは、大蔵省令で
定める区域を新法第四十九条第一項の管轄区域
として同項の規定により設立されたものとみな
して、新法並びに附則第二十一項及び第二十二
項の規定を適用する。

30 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次の
ように改正する。

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号 税理士法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五号第三号中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。

81 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」とおり」に改め、同項の表税理士試験委員の項を次のように改める。

税理士審査会 税理士試験を行い、及び大蔵大臣の諮問に応じて、税理士法の規定による税理士の懲戒処分に関し審議すること。

理由

税理士制度の实情等に顧み、その改善を図り、税理士業務の適正化に資するため、税理士業務の対象とすることが出来る租税の範囲を拡大するとともに、税理士試験制度の整備合理化を行い、あわせて税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分に關する審議をつかさどる税理士審査会を設置するほか、税理士の使命及び権利義務に關する規定等について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十回国会閣法第一号)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、税理士の使命を明確化し、税理士業務の対象税目の範囲を拡大するほか、特別税理

士試験制度を廃止し、間接強制入会制を登録即入会制に改め、懲戒手続を合理化するなどおおむね次のような改正を行おうとするものである。

(一) 税理士の使命 税務に關する専門家としての立場を明確化する。

(二) 税理士の業務 対象税目の範囲を拡大し、業務の範囲を明確化するほか、付随業務に關する規定を設ける。

(三) 資格及び試験 税理士となる資格を有する者の範囲を整備し、税理士試験の試験科目を追加するとともに、特別税理士試験制度を廃止し、一定年数以上の実務経験を有する税務職員で五年以上管理的地位等にあつたものうち、税理士審査会の指定した研修を修了したものについて、会計学の試験を免除する。

四 登録

税理士会への入会について現行の間接強制入会制を登録即入会制に改めるとともに、所要の経過措置を講じたうえ、通知公認会計士制度を廃止する。

(四) 権利及び義務

他人が作成した申告書の審査に關する書面の添付制度を創設し、使用人等に対する監督義務を明示するほか、助言義務に關する規定

を新設する。

(六) 懲戒 懲戒権者を大蔵大臣に改めるとともに、懲戒処分をしようとするときは、税理士審査会の議決に基づき行わなければならないこととする。

(四) 税理士会及び日本税理士会連合会

税理士会の分割に關する規定を設けるほか、税理士会及び日本税理士会連合会の会則の絶対的記載事項を追加する。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における税理士制度の实情等に顧み、時宜に適應するものと認めるが、附則の規定中に引用されている法律番号の年の表示を改める必要があるため、別紙のとおり修正議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。

昭和五十五年二月五日

大蔵委員長 増岡 博之

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

税理士法の一部を改正する法律

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 税理士の責任(第四十四条―第

四十八条)を「第五章 税理士の責任(第四十四条―第四十八条)」を「第五章の二 税理士審査会(第四十八条の二―第四十八条の十)」に、「第四十九条の二十一」を「第四十九条の十九」に改める。

第一条の見出し中「職責」を「使命」に改め、同条中「中正な立場」を「税務に關する専門家として、独立した公正な立場」に、「を適正に実現し、納税に關する道義を高めるように努力しなければならない」を「の適正な実現を図ることを使命とする」に改める。

第二条を次のように改める。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(通行税、印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第八条の二第四項に規定する市町村法定外普通税及び同法第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税をいう。その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。))に關し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理(税務官公署(税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。))に對する租税に關する法令若しくは行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定に係る

申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること(次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。)をいう。

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるもの(以下「申告書等」という。)を作成することをいう。)

三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。)の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。)

2 税理士は、前項に規定する業務(以下「税理士業務」という。)のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項について

は、この限りでない。
第三条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して三年以上あることを必要とする。

- 一 税理士試験に合格した者
- 二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者
- 三 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- 四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「禁こ」を「禁綱」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削り、「終り」を「終わり」に改め、同条第六号中「禁こ」を「禁綱」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第七号中「行なう」を「行う」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同条第八号を次のように改める。

- 八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の処分を

受け、当該処分を受けた日から三年を経過しない者

第四条第九号中「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

- 九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、公認会計士法、弁理士法(大正十年法律第九号)、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士若しくは会計士補の登録のまつ消、弁理士の業務の禁止、司法書士の登録の取消し、行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の免許の取消し又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 会計士補(会計士補となる資格を有する者を含む。)
- 第五条第一項第二号中「国税若しくは地方税に関するその他の官公署における」を「その他の官公

署における国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。)若しくは地方税に関する」に改め、同項第五号中「政令で定める会計に関する事務」を「会計に関する事務で政令で定めるもの」に改め、同項第六号中「計理士」を削り、同項第十一号中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改め、同条第三項中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改め、同条第四項中「又は前項に規定する税理士試験委員の認定を受ける」及び前項に規定する税理士審査会の認定の」に改める。

第六条中「左に掲げる」を「次に定める」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 次に掲げる科目(イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。)のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。
- イ 所得税法
- ロ 法人税法
- ハ 相続税法
- ニ 酒税法又は物品税法のいずれか一科目
- ホ 国税徴収法

地方税法のうち道府県民税(都民税を含む。及び市町村民税(特別区民税を含む。))

に關する部分又は地方税法のうち事業税に關する部分のいずれか一科目

ト 地方税法のうち固定資産税に關する部分

第六条第二号中「(以下「会計学」という。)(二科目)」を「(以下「会計学」に属する科目)」という。(一)に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「及び会計士補となる資格を有する者」を「(会計士補となる資格を有する者を含む。)」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「若しくは富裕税」を、「酒税若しくは物品税」に、「国税に關する税法」を、「これらの国税に關する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「事務のうち」の下に「道府県民税(都民税を含む。)、市町村民税(特別区民税を含む。)」を加え、「地方税に關する税法」を「これらの地方税に關する法律」に、「十五年」を「十年」に改め、「税法に属する科目」の下に「のうち地方税に關するもの」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号中「前号に掲げる事務」を「官公署における地方税に關する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」に、「十年」を「十五年」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「官公署における地方税に關する事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務にもつばら」を「第六号に規定する事務」に、「十五年」を「通算して十五年」に改め、「のうち地方税に關するもの」を削り、同号

を同項第八号とし、同項に次の二号を加える。

九 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十年以上になる者については、税法に属する科目

十 次に掲げる者で、官公署における国税若しくは地方税に關する事務を管理し、若しくは監督することを職務とする職又は国税若しくは地方税に關する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として大蔵省令で定めるものに在職した期間が通算して五年以上になるものうち、税理士審査会の指定した研修(税理士審査会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができると認めて指定した研修をいう。)を修了した者については、会計学に属する科目

イ 第四号から第六号までに規定する事務に従事した期間が通算して二十三年以上になる者

ロ 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十八年以上になる者

ハ イに規定する期間を通算した年数の二十三分の二十八に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計した年数が二十八年以上になる者

第八条第二項中「第二号」及び「業務」を削

り、「第七号」を「第八号若しくは第九号」に改める。

第十条及び第十二条第一項中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改める。

第十三条を次のように改める。

(試験の細目)

第十三条 この法律に定めるもののほか、税理士試験(第八条第一項第十号の規定による指定を含む。)の執行に關する細目については、大蔵省令で定める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

第十四条から第十七条まで 削除

第十八条中「事務所の所在地」を「設けようとする税理士事務所の名称及び所在地」に改める。

第二十一条第一項中「大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書」を「同条に規定する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した登録申請書、第三条第一項各号の一に該当する者であることを証する書面を添付の上」に改める。

第二十二条第一項中「且つ、第二十四条各号の規定に」を「かつ、第二十四条各号のいずれにも」に、「同条各号の一」を「同条各号のいずれかに」に、「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改め、同条第四項中「登録を受ける資格に關する重要事項」を「税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に關する事項」に改める。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「計理士」を削り、「又は行政書士」を、「行政書士若しくは社会保険労務士」に改め、「停止された者」の下に「又は不動産鑑定業者の業務に關する不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補」を加える。

第二十四条の二第一項中「昭和三十七年法律第百六十号」による「を」の定めるところにより「改める。

第二十五条第一項中「登録を受ける資格に關する重要事項」を「税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に關する事項」に、「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改める。

第二十六条の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「まつ消」を「まつ消」に改め、同項第三号中「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十七条(見出しを含む。)中「まつ消」を「まつ消」に改める。

第二十八条第一項中「まつ消」を「まつ消」に、「第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第一項」を「第四十五条若しくは第四十六条」に、「処分を受けた」を「該処分が確定した」を「処分を受けた」に改める。

第二十九条中「の外」を「のほか」に、「まつ消」を「まつ消」に改める。

第三十条の見出し中「代理」を「税務代理」に改め、同条中「その行為について代理の権限を有す

る」を削る。

ることを明示する書面を「その権限を有すること
を証する書面」に改める。

第三十一条中「左に掲げる」を「次の」に改め、第
二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十三条第一項中「申告書、申請書、請求書
その他の書類」を「申告書等」に、「当該書類」を「当
該申告書等」に、「課税標準若しくは税額」を「課税
標準等」に、「所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)第四百十條若しくは第四百十一條(これらの
規定を同法第六十六條において準用する場合
を含む)若しくは法人税法(昭和四十年法律第三
十四号)第八十一條(同法第四百十五條第一項にお
いて準用する場合を含む)若しくは第二百十條の
規定による金額」を「租税に関する法令の規定によ
る還付金」に、「あわせて本人」を「併せて本人」そ
の者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代
表者若しくは管理人の定めがあるものであるとき
は、その代表者又は管理人」に改め、同条第三項
前段中「附記」を「付記」に改め、同項後段を削り、
同条第五項中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律
第三十四号)」を加える。

第三十三条の二を次のように改める。

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第三十三条の二 税理士は、国税通則法第十六條
第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税
法第一條第一項第八号若しくは第十一号に掲げ
る申告納付若しくは申告納入の方法による租税
の課税標準等を記載した申告書を作成したとき

は、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、
又は相談に応じた事項を大蔵省令で定めるとこ
ろにより記載した書面を当該申告書に添付する
ことができる。

2 税理士は、前項に規定する租税の課税標準等
を記載した申告書で他人の作成したものにつき
相談を受けてこれを審査した場合において、当
該申告書が当該租税に関する法令の規定に従つ
て作成されていると認めるときは、その審査し
た事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つ
て作成されている旨を大蔵省令で定めるところ
により記載した書面を当該申告書に添付するこ
とができる。

3 税理士は、前二項の書面を作成したときは、
当該書面に税理士である旨を付記して署名押印
しなければならない。

第三十四条中「所得税法第二條第一項第三十七
号に規定する確定申告書又は法人税法第七十四條
(同法第四百十五條第一項において準用する場合
を含む)、第八十九條、第二百二條から第四百四條ま
で若しくは第六百十六條若しくは相統税法第二十七
條若しくは第二十八條の規定による」を「租税の課
税標準等を記載した」に改める。

第三十五条第一項中「第三十三條の二第一項の
下に」又は第二項を加え、「添附」を「添付」に、「第
二十四條又は第二十六條」を「又は地方税法」に、
「又は相談に応じている」を「若しくは相談に応じ、
又は審査している」に、「基いて」を「基づいて」に

改め、「国税局長」の下に「又は地方公共団体の長」
を加え、「課税標準、純損失の金額、雑損失の金
額、欠損金額若しくは税額」を「課税標準等」に、
「これらの額の」を「その」に、「誤」を「誤り」に改
め、同条第二項中「担当審判官は、所得税、法人
税、相続税又は贈与税を、担当審判官又は地方公
共団体の長は、租税」に改める。

第三十九條を次のように改める。
(会則を守る義務)

第三十九條 税理士は、所属税理士会及び日本税
理士会連合会の会則を守らなければならない。

第四十條第二項中「税理士業務を行うための事
務所」を「税理士事務所」に改め、同項ただし書を
削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に
次の一項を加える。

2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。

第四十一條第一項中「左の各号に掲げる事務の
区分に応じて当該各号に掲げる事項」を「委嘱者別
に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作
成又は税務相談の内容及びそのてん末」に改め、
同項各号を削り、同条の次に次の二條を加える。
(使用人等に対する監督義務)

第四十一條の二 税理士は、税理士業務を行うた
め使用人その他の従業者を使用するときは、税
理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよ
う当該使用人その他の従業者を監督しなければ
ならない。

(助言義務)

第四十一條の三 税理士は、税理士業務を行うに
当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税
の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に
国税若しくは地方税の還付を受けている事実又
は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基
礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠べ
し、若しくは仮装している事実があることを知
つたときは、直ちに、その是正をしよう助言
しなければならない。

第四十三條中「計理士」を削り、「又は行政書
士」を「行政書士若しくは社会保険労務士」に改
め、「停止された場合」の下に「又は不動産鑑定業
者の業務に關し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定
士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された
場合」を加え、「につき」を「就き」に改める。

第四十五條第一項及び第二項中「国税庁長官」を
「大蔵大臣」に改め、同条第三項及び第四項を削
る。

第四十六條第一項中「国税庁長官は、前条第一
項又は第二項」を「大蔵大臣は、前条」に、「除く外」
を「除くほか」に、「第三十三條の二の規定による」
を「第三十三條の二第一項若しくは第二項の規定
により添付する」に、「第四十四條各号に掲げる」を
「第四十四條に規定する」に改め、同条第二項を削
る。
第四十七條を次のように改める。

(懲戒の手続等)

第四十七条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 大蔵大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、あらかじめ当該税理士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

5 大蔵大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、税理士審査会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。

6 大蔵大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。

ならない。

第四十八条中「国税庁長官は、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分が確定したを」を「大蔵大臣は、第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をした」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 税理士審査会 (設置)

第四十八条の二 税理士試験(第五条第一項第十号及び同条第三項の規定による認定並びに第八条第一項第十号の規定による指定を含む)を行わせるため及び第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分について審議させるため、国税庁に、税理士審査会を置く。

(組織)

第四十八条の三 税理士審査会は、委員三人をもって組織する。

2 委員は、租税に関する学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四十八条の四 税理士審査会に会長一人を置き、委員のうちから大蔵大臣が指名する。

2 会長は、税理士審査会を代表し、会務を総理

する。

(試験委員)

第四十八条の五 税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、税理士審査会に、試験委員を置く。

2 試験委員は、税理士試験を行うに必要なる学識経験のある者のうちから、税理士試験の執行ごとに、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その事務が終わつたときは、退任するものとする。

(懲戒審査委員)

第四十八条の六 第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分について審査を行わせるため、税理士審査会に、懲戒審査委員六人を置く。

2 懲戒審査委員は、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうちから、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命する。

3 第四十八条の第三項及び第四項の規定は、懲戒審査委員について準用する。

第四十八条の七 委員並びに試験委員及び懲戒審査委員は、非常勤とする。

(議決の方法)

第四十八条の八 税理士審査会の議事は、委員の過半数によつて決する。

(庶務)

第四十八条の九 税理士審査会の庶務は、国税庁長官官房においてつかさどる。

(運営等の細目)

第四十八条の十 この章に定めるもののほか、税理士審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第一項中「一個の」を「一の」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「会員の」を「支部(第四十九条の三第一項に規定する支部をいう。)及び会員に対する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 税理士会は、会員の数が大蔵省令で定める数を超える場合には、大蔵省令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域(以下「指定区域」という。)を定めることを請求することができる。

3 国税庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。

4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所を有する税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。

5 前項の規定により新たに税理士会が設立され

たときは、その設立の時に於いて、当該税理士

会が設立された指定区域は第二項の規定による

請求をした税理士会(以下この項において「前の

税理士会」という。)が設立されていた区域から

除かれるものとし、当該前の税理士会が設立さ

れていた区域のうち当該指定区域以外の区域は

第三項の規定により国税庁長官が定めたものと

し、当該前の税理士会は前項の規定により設立

されたものとする。

第四十九條の二第二項中「次に掲げる」を「次の」

に改め、第七号を第十号とし、第六号を第九号と

し、第五号の次に次の三号を加える。

六 税理士業務に係る使用人その他の従業者に

対する監督に関する規定

七 税理士業務に対する報酬の最高限度額に関

する規定

八 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく

低い報酬で行う税理士業務に関する規定

第四十九條の三を次のように改める。

(税理士会の支部)

第四十九條の三 税理士会は、一の税務署の管轄

区域ごとに支部を設けなければならない。ただ

し、国税局長の承認を受けたときは、隣接する

二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を

設けることができる。

2 支部は、税理士会の目的の達成に資するた

め、支部に所属する会員に対する指導、連絡及

び監督を行う。

第四十九條の六を次のように改める。

(入会及び退会等)

第四十九條の六 税理士は、第二十二條第一項の

規定による登録を受けた時に、当然、税理士事

務所の所在地を含む区域に設立されている税理

士会の会員となる。

2 税理士は、税理士事務所を所属税理士会以外

の税理士会が設立されている区域に移転したと

き又は所属税理士会が設立されている区域の変

更(第四十九條第五項の規定による区域の変更

を含む。)があり、税理士事務所の所在地が所属

税理士会以外の税理士会が設立されている区域

に含まれることとなつたときは、これらの移転

又は区域の変更があつた時に、当然、従前の所

属税理士会を退会し、これらの移転又は区域の

変更後の税理士事務所の所在地を含む区域に設

立されている税理士会の会員となる。

3 税理士は、第二十六條第一項各号の一に該当

することとなつたときは、その該当することと

なつた時に、当然、所属税理士会を退会する。

4 税理士は、税理士事務所の所在地を含む区域

に設けられている税理士会の支部に所属するも

のとする。

第四十九條の七及び第四十九條の八を削り、第

四十九條の九を第四十九條の七とし、第四十九條

の十を第四十九條の八とし、第四十九條の十一を

第四十九條の九とする。

第四十九條の十二第一項中「国税若しくは地方

税」を「租税」に改め、同条第二項を削り、同条を

第四十九條の十とし、第四十九條の十三を第四十

九條の十一とする。

第四十九條の十四第二項中「会員の」を「会員に

対する」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行

う」に改め、同条を第四十九條の十二とする。

第四十九條の十五第一項中「次に掲げる」を「次

の」に改め、同項第一号中「第四十九條の二第二項各

号(第二号を除く。)」を「第四十九條の二第二項第

一号、第三号から第五号まで、第九号及び第十号」

に改め、同項第三号中「第四十九條の十七」を「第

四十九條の十五」に改め、同項に次の三号を加え、

同条を第四十九條の十三とする。

四 第四十一條第一項の帳簿及びその記載に関

する規定

五 税理士会の会員の研修に関する規定

六 第四十九條の二第二項第八号に規定する税

理士業務の実施の基準に関する規定

第四十九條の十六中「第四十九條の九から第

四十九條の十一まで及び第四十九條の十二第一

項」を「及び第四十九條の七から第四十九條の十ま

で」に改め、同条を第四十九條の十四とする。

第四十九條の十七第二項中「つき必要な審査を

行なう」を「ついて審査を行う」に改め、同条を第

四十九條の十五とし、第四十九條の十八から第四

十九條の二十までを二条ずつ繰り上げる。

第四十九條の二十一中「の外」を「のほか」に改

め、同条を第四十九條の十九とする。

第五十條第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「の

税目」を削り、「課税標準若しくは税額に関する申

告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出す

る書類又は租税の減免若しくは徴収猶予に関する

申請書」を「申告書等」に、「税務相談」を「課税標準

等の計算に関する事項について相談」に、「但し」を

「ただし」に改める。

第五十一條第二項中「第三十九條まで、第四十

一條」を「第三十八條まで、第四十一條から第四十

一條の三まで」に改め、「(税理士業務の禁止の処

分に関する部分を除く。)」を削り、同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、第三十三條第三項及び第

三十三條の二第三項中「税理士である旨」とある

のは、「第五十一條第一項の規定による通知を

した弁護士である旨」とする。

第五十一條の二を次のように改める。

(行政書士が行う税務書類の作成)

第五十一條の二 行政書士は、行政書士の名称を

用いて、他人の求めに応じ、娯楽施設利用税、

料理飲食等消費税、自動車税、軽自動車税、自

動車取得税、事業所税その他政令で定める租税

に関し税務書類の作成を業として行うことができ

る。

第五十二條中「税理士会に入会している」を削

り、「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改

める。

第五十三條第一項中「又はこれに類似する」を

「若しくは税理士事務所又はこれらに類似する」に改める。

第五十七条第一項中「第四十条第二項但書又は」及び「の一部」を削り、「税務署長をして」を「税務署長に」改め、同条第二項中「の一部」を削り、「税務署長をして」を「税務署長に」改める。

第五十八条中「三千万円」を「百万円」に改める。

第五十九条中「五百万円」を「三千万円」に改める。

第六十条第一項中「左の」を「次の」に、「三百万円」を「二十万円」に改める。

第六十一条中「左の」を「次の」に、「五百万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項」を「第四十五条又は第四十六条」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同号を同条第三号とする。

第六十二条中「左の」を「次の」に、「五百万円」を「二十万円」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 第四十九条の十七第一項又は第五十五条第一項の規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五百万円以下の罰金に処する。

第六十四条中、「第六十一条第一号」を削り、「前条第一号若しくは第二号」を「前条」に、「する

外」を「するほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

附則第二十八項中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。

附則第三十項中「当分の間」を「昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に改める。

附則第三十二項中「試験委員」を「税理士審査会」に改める。

附則第三十四項中「第十三条第四項、第六項及び第八項並びに第十四条第二項」を「及び第四十条の五」に改める。

附則第四十三項を附則第五十一項とし、附則第三十七項から第四十二項までを八項ずつ繰り下げ、附則第三十六項の次に次の八項を加える。

37 公認会計士(第二十二条第一項の規定による税理士の登録を受けている者を除く。次項から第四十三項までにおいて同じ。)は、当分の間、第五十二条の規定にかかわらず、国税局長の許可を受けて、その行おうとする税理士業務の規模が小規模なものとして委嘱者の数その他の事項につき大蔵省令で定める規模の範囲内である場合に限り、税理士業務を行うことができる。

38 前項の許可を受けようとする公認会計士は、税理士業務を行おうとする事務所の所在地の所轄国税局長(第四十一項から第四十三項までに

おいて「所轄国税局長」という。)に対し、氏名及び住所、当該事務所の所在地のほか、その行

おうとする税理士業務に係る委嘱者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地(第四十二項において「委嘱者の氏名等」という。)その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

39 国税局長は、前項の申請書を提出した公認会計士が、第四条各号若しくは第二十四条各号(第七号を除く。)の二に掲げる者に該当すると認めるとき又は当該申請書に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者であると認めるときは、第三十七項の許可をしてはならない。

40 第五十一条第二項の規定は、第三十七項の規定により税理士業務を行う公認会計士について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十六条まで(これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。)」とあるのは「第四十六条まで」と、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨」とあるのは「附則第三十七項の許可を受けた公認会計士である旨」と読み替えるものとする。

41 所轄国税局長は、第三十七項の許可を受けた公認会計士が、同項に規定する大蔵省令で定める規模の範囲を超えて税理士業務を行つたとき又は第三十八項の申請書に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして申請書を提出し、その申請に基づき当該許可を受けた者であることが判明したときは、

42 当該許可を取り消すことができる。

43 第三十七項の許可を受けた公認会計士は、当該許可を受けた日の属する年の翌年以後の各年三月三十一日までに、その年の前年において行つた税理士業務に係る委嘱者の氏名等その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を所轄国税局長に提出しなければならない。

44 所轄国税局長は、第三十七項の許可を受けた公認会計士が、前項の書類を同項に定める期限までに提出しない場合又は当該書類に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして当該書類を提出した場合に、第三十七項の規定により行つた許可を取り消すことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四十九条の二十一)を改める部分を除く。

二 第四条第七号の改正規定、第五条の改正規定(同条第一項第二号の改正規定を除く。)、第六条の改正規定、第八条第一項の改正規定(同項に二号を加える改

正規定を除く。)、第三十七項の許可を受けた公認会計士は、当該許可を受けた日の属する年の翌年以後の各年三月三十一日までに、その年の前年において行つた税理士業務に係る委嘱者の氏名等その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を所轄国税局長に提出しなければならない。

第三十七項から前項までに定めるもののほか、第三十七項の許可及び当該許可に係る税理士業務に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四十九条の二十一)を改める部分を除く。

二 第四条第七号の改正規定、第五条の改正規定(同条第一項第二号の改正規定を除く。)、第六条の改正規定、第八条第一項の改正規定(同項に二号を加える改

正規定を除く。)、同条第二項の改正規定(第七号)を「第八号若しくは第九号」に改める部分中「第八号」に係る部分に限る。)、第十条及び第十二条第一項の改正規定、第十三条の改正規定(「第八条第一項第十号の規定による指定を含む。」に係る部分を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条第一項及び第四十五条の改正規定、第四十六条の改正規定(「国税庁長官は、前条第一項又は第二項」を改める部分及び同条第二項を削る部分に限る。)、第四十七条及び第四十八条の改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定(第四十八条の二の規定中「並びに第八条第一項第十号の規定による指定」に係る部分を除く。)、第四十九条の十二の改正規定(同条第二項を削る部分に限る。)、第六十一条第四号の改正規定(同号を同条第三号に改める部分を除く。)、附則第三十項、第三十二項及び第三十四項の改正規定並びに附則第三十項及び第三十一項の規定 昭和五十六年四月一日

1 による指定」に係る部分に限る。)、昭和五十七年四月一日

2 改正前の税理士法(以下「旧法」という。)、第三条第一項第三号又は第四号の規定に該当する者で同項ただし書に規定する要件を満たすものについては、これらの者を改正後の税理士法(以下「新法」という。)、第三条第一項第一号又は第二号に該当する者で同項ただし書に規定する要件を満たすものとみなして、新法の規定を適用する。

3 新法第四条第七号の規定は、昭和五十六年四月一日以後に新法第四十五条又は第四十六条の規定による処分を受けた者について適用し、同日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分を受けた者については、なお従前の例による。

4 新法第四条第八号及び第九号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第四条第八号に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

5 新法第四条第十号の規定は、施行日以後に税理士の登録を拒否された者又は税理士の登録を取り消された者について適用し、施行日前に税理士の登録を拒否された者又は税理士の登録を取り消された者については、なお従前の例による。

6 昭和五十六年四月一日前に計理士の業務の補助の事務に従事した期間を有する者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

7 昭和五十六年四月一日前に計理士の業務に従事した期間を有する者及び富裕税の賦課に関する事務に従事した期間を有する者に係る税理士試験における一部の科目の試験の免除については、なお従前の例による。

8 新法第二十一条第一項の規定は、施行日以後にされる登録の申請について適用し、施行日前にされた登録の申請については、なお従前の例による。

9 新法第二十二條第一項の規定は、新法第二十一条第一項に規定する登録申請書を受理した場合については、なお従前の例による。

10 旧法第二十一条第一項の規定により同項の登録申請書を提出した者に係る事務所の名称の登録については、施行日(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二條第一項の規定により税理士名簿に登録を受けた場合には、その登録を受けた日)において登録を受けた事項に変更を生じたものとみなして、新法第二十条の規定を適用する。

11 新法第二十四条第一号及び第四十三条の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分

を受けた者について適用し、施行日前に旧法第二十四条第一号又は第四十三条に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

12 新法第二十六条第一項第三号の規定は、施行日以後に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合について適用し、施行日前に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合については、なお従前の例による。

13 新法第二十八条第一項後段の規定は、昭和五十六年四月一日以後に懲戒処分により税理士業務を停止された場合について適用し、同日前に懲戒処分により税理士業務を停止された場合については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧法第三十条の規定により税務官公署に提出された書面は、新法第三十条の規定により提出された書面とみなして、新法の規定を適用する。

15 施行日前に旧法第三十三条の二第一項の規定により同項に規定する申告書に添付した書面は、新法第三十三条の二第一項の規定により同項に規定する申告書に添付した書面とみなして、新法第三十五条第一項及び第三項の規定を適用する。

16 施行日前に旧法第四十条第二項ただし書の規定による許可を受けた税理士の当該許可に係る税理士業務を行うための事務所については、新法第四十条第三項の規定は、適用しない。

17 国税庁長官は、前項に規定する税理士業務を

行うための事務所について、これを設ける特段の必要がないと認めるときは、その閉鎖を求めることができる。

18 新法第四十一条第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する帳簿の記載について適用する。ただし、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、旧法第四十一条第一項の定めるところにより記載することができる。

19 新法第四十五条、第四十六条、第四十七条第四項から第六項まで及び第四十八条の規定は、昭和五十六年四月一日以後に新法第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分をする場合について適用し、同日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による懲戒処分をする場合については、なお従前の例による。

20 新法第四十九条の六第一項の規定は、施行日以後に新法第二十二條第一項の規定又は附則第九項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二條第一項の規定により登録を受けた者について適用する。

21 税理士で施行日の前日においてその者の税理士事務所のある所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員であつたものは、施行日において新法第四十九条の六第一項の規定により同項の税理士会の会員となるものとする。

22 税理士で施行日においてその者の税理士事務所のある所在地を含む区域に設立されている税理士

会の会員でないものは、施行日から起算して六月を経過する日までに当該税理士会に入会届を提出して当該税理士会の会員となることができるものとし、当該六月を経過する日までに当該税理士会の会員とならなかつたとき(附則第十六項に規定する事務所を有する税理士が当該事務所のある所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員とならなかつたときを除く)は、その翌日において新法第二十六条第一項第一号に該当することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

23 税理士で施行日においてその者の税理士事務所のある所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でないものが施行日前に旧法第五十一条第一項又は第五十一条の二の規定による通知をした弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である場合における前項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」と読み替へるものとする。

24 前項に規定する公認会計士たる税理士(同項の規定により読み替へて適用される附則第二十二項の規定により税理士会の会員となつた者を除く)が行おうとする税理士業務については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、旧法第五十一条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、新法第五十二条の規定中「税理士でない者は、この法律」とあるのは、「税理士会に入会している税理士で

ない者は、この法律及び税理士法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五号)とする。

25 税理士でない者で施行日において税理士事務所又はこれに類似する名称を用いているものについては、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第五十三条第一項の規定は、適用しない。

26 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

27 新法第六十一条第三号の規定は、昭和五十六年四月一日以後に受けた新法第四十五条又は第四十六条の規定による処分に係る同号に該当する行為について適用し、同日前に受けた旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分に係る旧法第六十一条第四号に該当する行為(施行日前にしたものを除く)については、なお従前の例による。

28 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第三項後段を削る。
附則第四項から第六項までを削り、附則第七項中「現に存する旧税理士会」を「現に存する改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第四十九条第一項の規定により設立された税理士会(以下「旧税理士会」という。)」に改め、同項を附則第四項とし、附則第八項から第十八項までを三

項ずつ繰り上げる。

29 前項の規定による改正前の税理士法の一部を改正する法律附則第三項後段の規定により設立された同法附則第四項に規定する新税理士会で施行日において現に存するものは、大蔵省令で定める区域を新法第四十九条第一項の管轄区域として同項の規定により設立されたものとみなして、新法並びに附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。

30 税理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第五条第三号中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。

31 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表税理士試験委員の項を次のように改める。

税理士 審査会	税理士試験を行い、及び大蔵大臣の諮問に応じて、税理士法の規定による税理士の懲戒処分に関し審議すること。
------------	---

〔別紙〕
税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、留意すべきである。
一 助言義務の規定は、税理士の社会的責任を明らかにする倫理的規定であり、税理士に対する

処分自体を目的とするものではないので、助言義務違反に係る懲戒処分の取り扱いに当たっては、税理士と納税者の地位を不当に損うことのないよう慎重を期すること。

一 第二条に規定する税務書類の範囲等に関し、現に商工会、商工会議所及び青色申告会等の行っている正当な業務については、今回の改正によつて実質的に影響を受けることのないよう運用において配慮すること。

一 税務職員に対する会計学の試験の免除に關し、税理士の資質向上のため、所要の研修について、税理士審査会の指定、運営、実施、全般にわたつて厳正を期し、一般試験との均衡を失しないよう配慮すること。

一 懲戒処分の効力発生時期については、行政処分一般に共通する問題として、今後とも検討を行うこと。

一 懲戒処分の除斥期間については、今後他の立法例を考慮しつつ更に検討を進めるとともに、税理士の地位安定の観点から懲戒処分の運用に当たつて一層配慮すること。

一 税理士法人については、社会的必要性の度合や、税理士業務の性格等を勘案しつつ、今後更に検討を行うこと。

一 使用人等に対する監督義務違反が税理士事務所の自主性を侵すことのないよう、その懲戒処分の発動に当たつては慎重を期すること。

一 税理士でない者が税理士業務を行うことのないよう、十分な監視措置を講ずること。

一 登録即入会制度の運営並びに税理士会の分割等については、慎重な配慮を行うこと。

一 税理士制度のあり方については、今後とも、その運用の実態及び社会経済情勢の推移に對処し得るよう引き続き所要の検討を行うこと。

昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十五年二月五日

提出者

大蔵委員長 増岡 博之

昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十四年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十四年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約九億円である。

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に

二〇八

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

右国会に提出する。

昭和五十五年一月二十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の果樹勘定における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十四年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の果樹勘定に七十八億千四百五十万八千円、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に

百十二億七千九百六万二千円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第三項において準用する同条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れらるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

3 政府は、第一項の規定による漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十四年における暴風雨、低温等によるりんど、なし等の被害の異常な発生等により農業共済再保険特別会計の果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足並びに昭和五十二年以降のいか、さけ・ます等の著しい不漁、同年及び昭和五十三年における異常な赤潮及び魚病による養殖はまちの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十四年度において、一般会計からこれらの勘定に資金を繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

(1) 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保

険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十四年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の果樹勘定に七十八億千四百五十万八千円、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に百十二億七千九百六万二千円を限り、繰り入れることができることとする。

(2) 前記(1)による一般会計から農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れらるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れることとする。

(3) 前記(1)による一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余が生じた場合には、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れることとする。

二 議案の可決理由

昭和五十四年における暴風雨、低温等によるりんご、なし等の被害の異常な発生等により農業共済再保険特別会計の果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足並びに昭和五十二年以降のいか、さけ・ます等の著しい不漁、同年及び昭和五十三年における異常赤潮等による養殖はまちの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十四年度において、一般会計からこれらの勘定に資金を繰り入れることは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十四年度の補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金七十八億千四百五十万八千円並びに漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金百十二億七千九十六万二千円を計上している。

右報告する。

大蔵委員長 増岡 博之

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院会議録第二号(二)中正誤

一 段 行 誤	正
二 三 末 二 保存度	依存度
三 四 末 五 流動	流通
衆議院会議録第三号中正誤	
一 段 行 誤	正
二 三 〇 今度	今後

昭和五十五年二月七日 衆議院会議録第五号

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書

昭和五十五年二月七日 衆議院會議録第五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門一丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)

一一〇